

# **福島県歯っぴいライフ 8020運動推進計画書**

**平成13年3月**

**福島県歯科保健対策協議会**

## は じ め に

福島県歯っぴいライフ8020運動推進計画は、ふくしま新世紀プランの部門別計画である「第三次福島県保健医療計画」の行動計画として平成6年2月に策定したもので、以来、県、市町村及び関係機関が一体となって各種の歯科保健対策事業に取り組んでいただいた結果、計画策定時に掲げた目標のほとんどを達成することができ、8020運動は県民の方々に着実に浸透しているものと考えております。

この成果を踏まえるとともに、昨年策定された「健康日本21」やこれに対応して策定される地方計画に掲げる今後10年間の新たな歯科保健目標を達成するため、今般、福島県歯科保健対策協議会に「8020運動推進計画検討部会」を設け、生涯にわたる歯の健康づくりの推進方策等について熱心に御検討いただき、新たな「福島県歯っぴいライフ8020運動推進計画」としてとりまとめることといたしました。

新しい計画では、ライフステージに応じた歯科保健の目標を設定するとともに、市町村歯科保健評価マニュアルの活用といった新しい視点からの評価計画についても示しております。

県はもちろん、市町村や関係機関におかれましては、8020運動の趣旨を十分にご理解いただくとともに、この計画で示した目標が達成されるよう、一致協力して歯科保健対策に取り組まれることをご期待申し上げる次第であります。

また、新計画の策定にあたり、熱心に御検討をいただきました協議会委員及び検討部会委員のみなさまに深く感謝を申し上げます。

平成13年3月

福島県歯科保健対策協議会

会長 飯久保 正雄

# 目 次

第1章 歯っぴいライフ8020運動推進計画の基本的考え方	1
第2章 歯科保健の現状と目標	
1 歯科保健目標の到達度評価	2
2 目標設定の基本方針	6
3 歯科保健目標の設定年	6
4 現状と目標	
(1) 乳幼児期における歯科保健	7
(2) 学齢期における歯科保健	9
(3) 成人期における歯科保健	10
(4) 高齢期における歯科保健	11
5 歯科保健評価計画	
(1) 評価の時期と方法	12
(2) 歯科保健情報の収集と還元	12
第3章 歯科保健対策	
1 ライフステージに応じた歯科保健対策	
(1) 胎生期（妊娠期）の歯科保健	15
(2) 乳幼児期における歯科保健	15
(3) 学齢期における歯科保健	16
(4) 成人期における歯科保健	16
(5) 高齢期における歯科保健	17
(6) 障害児・者の歯科保健	17
2 地域ぐるみの歯の健康づくり	18
3 歯科保健推進のための基盤づくり	18
(資料) (WHO)西暦2025年までの目標	20

# 第1章 歯っぴいライフ8020運動推進計画の基本的考え方

本格的な人生80年時代を迎えるにあたり、すべての県民が歯の健康を保ち、生涯自分の歯で食べる楽しみを持つなどの質の高い生活を送るためには、ライフステージに応じたう蝕予防及び歯周疾患予防を行うことが重要です。

福島県では、県の長期総合計画「ふくしま新世紀プラン」の部門別計画である「第三次福島県保健医療計画」を策定するとともに、その行動計画として、平成6年2月に「福島県歯っぴいライフ8020運動推進計画」を策定し、平成12年を目標年として、ライフステージに応じた歯数の確保を目標に掲げ、正しい歯科保健思想の普及啓発や各種の歯科保健対策に取り組んだ結果、目標はほぼ達成され、大きな成果を上げることができました。

近年、歯科保健を含む健康づくりのあり方は、健康で暮らすことができる期間、すなわち「健康寿命」を延伸させること、そのためには「二次予防」から「一次予防」へ主眼を置いた対策を講じるべきであるとの指摘がなされるようになりました。

こうした中、国は「健康日本21」を策定して国民の健康づくり運動を推奨し、また、県は新しい長期総合計画として「うつくしま21」を策定し「生涯にわたる健康な暮らしの確保」を目標に掲げています。

さらに、健康日本21の地方版ともいえる「健康ふくしま21計画」を策定し、病気の早期発見、早期治療にとどまらず、生活習慣の改善により健康を増進し発病を予防する「一次予防」の推進と、個人の健康づくりを支える社会環境の整備も含めた、県民の健康づくり運動を展開するための基本指針とし、平成22年（2010年）を目標年次としていますが、この分野別推進方策として「歯の健康」も掲げ、具体的な数値目標を示して、生涯を通じた歯の健康づくりを提唱しています。

今後の県民の歯の健康づくりをより積極的、かつ効果的に推進するため各ライフステージ毎にう蝕歯数や保有歯数等の達成目標、う蝕等のリスク低減目標、生活習慣改善目標を設定しました。歯科保健の実施主体が科学的根拠に基づいた効果的歯科保健事業を実施するための情報収集・還元の体制整備等の推進を含め、関係機関との連携により歯科保健対策を推進するための計画とします。